誓約書

私は以下の事項ついて誓約します。

【行政処分、刑罰について】

１ 過去２年以上、法律・条令等の法令に違反し所管行政庁の処分を受けていません。又、過去２年以上、禁固刑以上の刑罰に処せられていません。

【暴力団排除に関すること】

２ 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

３ ２(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。

４ 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

５ 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、葛飾区に報告し、警察に通報します。

【遵守事項について】

６ 以下の事項を遵守し、葛飾区及び空き家等相談窓口にご迷惑をおかけいたしません。

(1) 協力事業者は、登録名簿に記載の担当者を依頼者の窓口として、責任をもって対応させる。

(2) 関係機関（空き家等相談窓口、行政、他職種事業者等）と連携をとりながら、業務を進める。

(3) 依頼者が適切な選択と判断ができるように、常に正確な情報の提供に努める。

(4) 見積や契約等について誤解を生じさせないよう正確で分かりやすい書面を交付するなど、適切な業務遂行に努める。

(5) 依頼者からクレームやトラブル等があったときは、誠実に対応する。

(6) その他、関係法令を遵守し、モラルの保持に努める。

(7) 常に知識・技術の向上に努める。

(8) 葛飾区や空き家等相談窓口等から必要な資料の請求があったときは、速やかに提出する。

葛飾区長 殿

令和　 年 　月　 日

登録業者　所在地

名　称

代表者